

A28 ロータリークラブやライオンズクラブに対する入会金はまたは会費等の負担については、医療法人が支出した場合と個人の病医院が支出した場合とで取り扱いが異なります。

(1) 医療法人が支出した場合

- ① 入会金または経年会費として負担した金額は交際費とし、理事またはスタッフが受け取る経済的利益はないものとされます。
- ② 上記以外に負担した金額については、その支出の目的に応じて寄付金または交際費とし、理事またはスタッフが受ける経済的はないものとされます。ただし、その費用が会員たる理事またはスタッフの負担すべきものと認められる場合には、その理事またはスタッフに対する給与とされます。

(2) 個人の病医院が支出した場合

入会金や会費は、親睦および社会奉仕を目的とする個人的活動とみなされ必要経費にならないという考え方もあります。しかし、親睦活動に充てる支出（交際費）は会費により賄い、奉仕活動の支出（寄付金）は会費の献金で行われ、財務上も区分されてというような場合は、その会費は交際費として必要経費に算入してもよいと思われます。

